

区立幼稚園における保育料等の負担軽減の拡大について

1 概要

子ども・子育て支援法施行令の一部改正による、幼児教育の段階的無償化に向けた取組を踏まえ、区立幼稚園における保育料負担の軽減措置を拡充する。併せて、預かり保育料についても保育料と同様に軽減措置の拡充を行う。

2 改正の内容

世帯年収約 360 万円未満相当の世帯について、国が定める利用者負担額の上限額基準が 14,100 円から 10,100 円に改定されたことを受け、区立幼稚園保育料に係る負担軽減措置を拡充する。

また、減免制度全体の整合性を図るため、住民税所得割額 77,100 円以下のひとり親家庭等の減額について、定率減額とする。

対象世帯の基準	現行	改正後
住民税所得割額 77,100 円以下	<u>第 1 子：減免なし</u> (保育料：12,000 円) (預かり保育料：8,900 円)	<u>第 1 子：2 割減額</u> (保育料：9,600 円) (預かり保育料：7,120 円)
	第 2 子：5 割減額 第 3 子：全額免除	第 2 子：5 割減額 第 3 子：全額免除
住民税所得割額 77,100 円以下 (ひとり親世帯及び障 害のある保護者または 子どものいる世帯)	<u>第 1 子：3,000 円</u> (保育料：3,000 円) (預かり保育料：3,000 円)	<u>第 1 子：8 割減額</u> (保育料：2,400 円) (預かり保育料：1,780 円)
	第 2 子：全額免除	第 2 子：全額免除

3 適用

平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用